

平成29年度 事業計画

I 基本方針

東日本大震災から6年が経過し、復興の進展に伴う地域の変化を見据え、地域特性を考慮しながら、既存の自治会も含めた新たな地域コミュニティ形成のため、地域支援活動や地域のネットワーク形成を基本とした、小地域福祉活動の普及を推進します。

その担い手への支援としては、地域サロン活動への支援を継続し、地域内の互助・共助活動がさらに活性化するように、地域福祉事業の推進に努めて参ります。

ボランティア育成に関しては、平時における活動支援コーディネートのほか、非常時に活動可能な災害ボランティアの育成と、登録者の増加を目指します。

また、被災者支援事業につきましては、仮設住宅等入居者への見守り支援及び復興公営住宅移行支援を継続いたします。

さらに、今年度は「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念とし、震災によって生じた新たな生活課題の解決への取り組みを加えた「第2次地域福祉活動計画」（5か年計画）の最終年度となりますことから、石巻市が策定する「石巻市地域福祉計画（第3期）」との連動を考慮しながら、本会の「第2次地域福祉活動計画」の検証と並行し、「第3次地域福祉活動計画」の策定に取り組みます。

最後に、本会本所事務所が移転することになりますが、引き続き地域福祉の拠点となるよう努め、市民が末永く安心して暮らせるよう、その役割をより一層担って参ります。

II 重点目標

1 本会の活動

長期的な視野に立った、新たな地域コミュニティ形成の一助を担い、住み慣れた地域で末永く安心して暮らし続けることができる、市民相互のささえあい体制作りのための事業を進めて参ります。

(1) 法人運営

- 主要な財源である会費の増収について、既存の自治会、また新たに形成された自治会並びに復興公営住宅等も含めた多くの市民の理解と協力を得るよう努めます。
- 社会福祉法改正に基づき、適正な法人運営に努めます。
- 新会計基準の運用と、適正な財務会計に努めます。
- 「第2次地域福祉活動計画」の検証と並行し、「第3次地域福祉活動計画」の策定に取り組みます。

(2) 第2次地域福祉活動計画に基づいた各種事業の取り組み

- 各種事業について、これまでの実施内容や方法が、地域の実情に合っているかを検証し、より地域に根差した福祉活動になるように努めます。
- 役員及び職員が地域福祉活動のあり方を共有理解し、事業推進に向けた体制強化を図ります。
- 福祉教育については、校区内における社会資源の活用方法や、その連携の調整を積極的に行えるよう支援します。
- 子育て支援については、次世代を担う子どもたちと親のサポート支援に努めます。

(3) 介護保険事業、障害福祉サービス事業の推進

- 介護保険事業については、事業運営方法の見直しや経営改善を行い、在宅介護のニーズに合ったサービスを提供します。
- 障害福祉サービス事業については、「就労継続支援B型事業」、「障害者地域活動支援センター事業」を実施し、利用者に合ったサービスを提供するとともに、経営の改善を図ります。また、特定相談支援事業と基幹相談支援センター事業を実施し、多様化するニーズに対応します。

2 地域福祉活動の推進

震災の復旧・復興が進展する一方で、地域コミュニティの再構築が課題となっており、地域住民による「支え合い」や「見守り活動」の必要性が強く求められています。

このような中、地域福祉コーディネーターによる、きめ細やかな地域に寄り添う活動展開しながら、各地域の実情に見合った地域福祉活動を支援するため、住民主体の地域サロン活動や子育て支援事業、世代間交流事業を継続して推進します。

また、福祉教育事業の推進や福祉団体の運営支援にも、引き続き取り組んで参ります。

3 ボランティアセンターの機能強化

震災から6年が過ぎ、仮設住宅から復興公営住宅への転居や、高台移転などが進んでいる中、住民同士の新たな関わりが重要になることから、各種講座や研修会等を開催しながらボランティア活動の活性化を図り、地域コミュニティの形成やボランティア精神の醸成に努めます。

また、災害ボランティア登録者の養成や登録を推進し、災害時支援体制の整備充実を図ります。

4 地域包括ケアシステムへの協力

石巻市が進めている地域包括ケアシステムについては、社会資源の活用調整役である本会のコーディネート機能を活かし、各地域のマネジメント業務に取り組み、地域コミュニティの充実と関係機関との連携を進めます。

5 復興支援事業の推進

応急仮設住宅等生活相談支援業務については、地域福祉コーディネーター、地域生活支援員等を配置し、地区内の応急仮設住宅、復興公営住宅を中心に相談支援、見守り事業等を実施するとともに、各種情報提供などの生活支援を実施します。

また、生活支援コーディネーター業務については、地域福祉コーディネーターが生活支援コーディネーターを兼務し、多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援体制の充実・強化を図ります。

さらに、被災者支援活動や、復興支援活動を行うボランティアグループやNPO法人等への活動支援として、共同募金の住民支え合い活動助成事業等への協力を引き続き行います。

III 実施事業

1 総務部門

(1) 法人運営関係

- 理事会（年4回予定）
- 評議員会（年4回予定）
- 評議員選任解任委員会
- 寄付金配分委員会
- 地域福祉推進委員会（各支所実施）
- 会員管理（会費関係事務）
- 財務・労務・財産（物品）管理
- 石巻市地域福祉計画（第3期）への参画
- 第2次地域福祉活動計画に基づく事業評価及び進行管理
- 第3次地域福祉活動計画の策定
- 経営基盤強化（財政計画）計画の検証
- 第2次経営基盤強化（財政計画）計画の策定

(2) 広報活動

- 社協広報紙発行（年6回・全戸配布）
- ウェブサイト（ホームページ）運用

(3) 人材育成

- 職員研修
- 各種実習生受入

(4) 共同募金運動

2 地域福祉活動部門

(1) 地域福祉事業

- 地域福祉啓発活動事業（福祉フォーラム、地区座談会、出前講座等）
- 地域福祉コーディネーターによる地域支援活動
- 地域サロン活動支援事業
- 福祉協力員活動の支援
- 高齢者等あんしんカード設置事業

- 世代間交流事業
- 子育て支援事業
- (2) 福祉教育事業
 - 福祉教育研修事業
 - 福祉教育啓発事業
 - 福祉教育活動助成事業
 - キャップハンディ体験活動等の支援
- (3) 民生委員児童委員協議会並びにブロック民生委員児童委員連絡協議会
(石巻市・東松島市・女川町)の運営支援及び事業協働実施
- (4) 福祉団体等運営支援
 - 老人クラブ連合会(市・各支部)
 - 身体障害者福祉協会(市・各支部)
 - 遺族会(石巻女川連絡会・各支部)
 - 社会を明るくする運動(市・各支部)
 - 母子寡婦福祉会(雄勝)
 - 職親会(牡鹿)

3 ボランティアセンター部門

- (1) ボランティアセンター機能強化・関係機関との連携
 - ボランティアセンター運営委員会
 - ボランティア広報、啓発活動事業
 - NPOセンターとの協働事業
- (2) ボランティアの育成と活動支援
 - 各種ボランティア講座・講習会の開催
 - ボランティア登録・活動調整
 - シニア世代のボランティア活動への参加促進
- (3) 災害時支援体制の整備
 - 災害ボランティア登録事業
 - 防災(減災)意識の普及啓発活動
 - 災害ボランティアの登録者への情報提供
 - 災害ボランティア等の育成・活動支援
 - ・災害ボランティアリーダーの発掘及び育成
 - ・災害ボランティア研修開催等
 - 災害時ネットワークの強化(関係機関との連携確認)
 - ・市民活動者とNPO等との関係性の構築
 - ・災害研修への職員派遣

4 在宅福祉サービス部門

- (1) 居宅サービス事業
 - 地域包括支援センター事業
 - ・地域包括支援センター 2事業所(渡波、北上)

- 居宅介護支援事業
 - ・介護プランセンター 5事業所（石巻、渡波、河北、河南・桃生、雄勝・北上）
- 訪問介護事業
 - ・ホームヘルパーセンター 2事業所（石巻、北部〈河北・雄勝・北上・河南・桃生〉）
- 通所介護事業
 - ・デイサービスセンター 1事業所（渡波）
- 訪問入浴介護事業
 - ・訪問入浴事業 1事業所（河北）
- 就労継続支援B型事業・障害者地域活動支援センター事業
 - ・「みどり園」、「かしわホーム」
- 障害者特定相談支援事業
 - ・相談支援事業所「すまいる」
- 基幹相談支援センター事業
 - ・基幹相談支援センター「くるみ」
- (2) 介護予防事業
 - 生きがいデイサービス事業
 - ・生きがいデイサービス 5地区（石巻、河北、雄勝、河南、北上）
- (3) 在宅福祉サービス事業
 - 紙おむつ等購入助成事業
 - ・在宅の高齢者や障害者等への紙おむつ等購入の助成
 - 福祉用具貸出事業
 - ・障害者等への介護用ベッド・車椅子貸出の実施
- (4) 生活支援サービス事業
 - 生活相談所事業
 - 福祉貸付金事業
 - ・生活安定資金、一時援護資金、生活福祉資金（生活復興支援資金）
 - 日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）
 - ・石巻地域福祉サポートセンター設置運営事業
- (5) 老人福祉施設等管理事業
 - 河南老人福祉センター指定管理受託事業
 - 桃生地域福祉センター指定管理受託事業
 - 北上高齢者生活福祉センター指定管理受託事業

5 復興支援部門

- (1) 応急仮設住宅等生活相談支援業務
 - 応急仮設住宅（みなし仮設住宅含む）
 - ・応急仮設住宅の訪問・見守りや入居者の生活相談、関係機関の連絡調整等（セーフティネットの構築）
 - ・入居者の生活の変化、要援護者の状況把握、新たな課題の把握、関係機関との連絡調整
 - ・小地域福祉の推進（地域コミュニティ支援）のための住民主体の活動、地域で支え合う関係性づくりの側面支援
 - ・自立再建へ向けての情報提供及び相談

□復興公営住宅

- ・相談、介護、生活支援が必要と認められる世帯の把握
- ・支援が必要な世帯に対する訪問、声掛け、見守り等
- ・入居者及び周辺住民による茶話会等の開催支援
- ・住民主体の互助グループの立ち上げ支援
- ・支え合いの活動のための人材育成並びに活動拠点、地域コミュニティの拠点づくりのための支援
- ・応急仮設住宅等からの円滑な移行支援
- ・既存の町内会長、民生委員等の相談、側面支援

□ささえあいセンター運営（訪問支援事業の総括、サロン事業）

- ・総括センター及び拠点センターにおける訪問支援事業の総括及び生活相談支援、関係機関との連携
- ・ささえあいセンター（仮設住宅集会所及び談話室等）運営

(2) 生活支援コーディネーター業務

- 生活支援・介護予防サービスのコーディネート等に関する業務
- 元気な高齢者が介護サービス提供者となるための事業等の立ち上げ支援や担い手となるための情報提供
- 住民主体の通所型サービスBや地域介護予防活動支援の担い手の養成やマッチング
- 地域包括支援センターとの連携
- 石巻市生活支援・介護予防体制整備推進協議会への参加
- 日常生活圏域へ設置する協議体への参加